

ボートレース徳山施設運用基本構想策定業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、ボートレース徳山施設運用基本構想策定業務を委託するにあたり、優れた企画創造力、専門的な技術力、豊富な経験（実績）等を有する事業者を募集し、総合的な審査により契約相手方を選定するために必要となる事項を定めるものである。

1 業務概要

- (1) 業 務 名 ボートレース徳山施設運用基本構想策定業務
- (2) 業 務 内 容 以下に掲げる業務内容とする。（詳細は別添の仕様書を参照）
 - ア ボートレース徳山の現状把握・分析
 - イ 基本構想（案）の作成
 - ・施設全体のコンセプト作成
 - ・ターゲット層の設定
 - ・改修計画の策定
 - ・改修工事概要費用の算定
 - ・改修工程計画の策定
 - ウ イメージパース図作成
- (3) 履 行 期 間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 履 行 場 所 周南市徳山モーターボート競走場
- (5) 提案上限額 20,020,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。）
- (6) 業 者 選 定 公募型プロポーザル方式
提出書類及び企画提案参加者によるプレゼンテーション内容の審査を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、業務遂行能力等を評価採点し、審議の上決定する。

2 プロポーザルの日程

項 目	時 期
公募型プロポーザル公告日	令和 7 年 3 月 27 日 (木)
参加表明書の受付	令和 7 年 3 月 27 日 (金)～4 月 15 日 (火)
質問の受付	令和 7 年 3 月 27 日 (金)～4 月 11 日 (金)
提案書提出者選定通知（参加資格要件の審査及び提案書提出者の選定）	令和 7 年 4 月 15 日 (火)
提案書の受付	令和 7 年 4 月 15 日 (火)～4 月 30 日 (水)
プレゼンテーション・ヒアリング	令和 7 年 5 月 7 日 (水) 【予定】
選定結果の通知	令和 7 年 5 月 8 日 (木) 【予定】

3 提案募集関係書類

- (1) 配布方法 周南市ボートレース事業局（以下「発注者」という。）での直接交付及び周南市ホームページ又はボートレース徳山ホームページにて配布する。

※周南市ホームページ：<https://www.city.shunan.lg.jp>

※ボートレース徳山ホームページ：<https://www.boatrace-tokuyama.jp>

- (2) 配布期間 令和7年3月27日(木)から4月15日(火)まで

- (3) 配布書類 ア ボートレース徳山施設運用基本構想策定業務プロポーザル実施要領
イ ボートレース徳山施設運用基本計画策定業務仕様書
ウ 参加表明書【様式3】
エ 質問書【様式1】

4 公募型プロポーザルへの参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格を全て満たすこと。

(1) 参加資格について

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

イ 参加表明書の提出の日において、令和6・7年度 周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）大分類「4. 調査・研究（設計関係を除く）」小分類「7. 計画策定」に登録されていること。

ウ 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。

エ 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

オ これまでに、ボートレース場をはじめ他の公営競技施設または、公共施設において同様の計画策定等の実績があること。

(2) 失格又は無効について

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 参加資格要件を満たさないことが判明した場合。

イ 契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合。

ウ 提出日、提出方法等の書類作成上の留意事項等の条件に適合しない場合。

エ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。

オ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

カ 公告及び実施要領等に違反すると認められる場合。

5 企画提案の手続等

(1) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書及びこれまでに行った計画策定業務の実績が分かる資料を提出すること。

提出方法	【様式3】参加表明書を作成し提出すること。 ※提出方法は持参又は郵送とする。 ※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵送事故等により申込書類等が提出先に到着しなかったことによる異議を申し立てることはできないものとする。 【任意様式】計画策定業務等の業務実績表
提出先	周南市ボートレース事業局 ボートレース管理課 〒745-0802 山口県周南市大字栗屋 1033 番地 TEL : 0834-25-0540
受付期間	令和7年3月27日(木)から4月15日(火)まで 午前9時から午後4時まで
提出期限	令和7年4月15日(火)午後4時まで

(2) 提案書提出者選定通知

「周南市ボートレース事業局プロポーザル評価会設置要綱」に基づき設置する評価会において、参加表明書の提出があった事業者の参加資格要件を審査し、その要件を全て満たす事業者を提案書提出者として選定する。

なお、選定結果については、令和7年4月15日(火)に書面にて通知（発送）する。

(3) 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、以下により電子メールで質問書を提出すること。なお、口頭による質問は、いかなる場合であっても回答しないこととする。

提出方法	【様式1】質問書を作成し提出すること。 ※電子メールに添付し提出すること。 ※複数の質問がある場合は、それぞれ質問書を作成すること。 ※電子メール送信後、提出先に電話で確認すること。
提出先 提出アドレス	周南市ボートレース事業局 ボートレース管理課 電子メール：boatrace-kanri@city.shunan.lg.jp
受付期間	令和7年3月27日(木)から4月11日(金)まで ※受信確認は午前9時から午後4時まで
質問の回答	参加表明受付期間中、質問者名を伏して、周南市ホームページ及びボートレース徳山ホームページ内に回答を掲載する。

(4) 提案書等の提出

提案書等の提出については、以下のとおりとする。

ア 提出方法

提出方法	持参及び郵送とする。(持参する場合は提出する前日までに、持参日時を連絡すること。) ※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明 できる方法によることとし、郵送事故等により申込書類等が提出先に到着しなかったことによる異議を申し立てることはできないものとする。
提出先	周南市ボートレース事業局 ボートレース管理課 〒745-0802 山口県周南市大字栗屋 1033 番地
受付期間	令和7年4月15日(火)から4月30日(水)まで 午前9時から午後4時まで
提出期限	令和7年4月30日(水)午後4時まで

イ 企画提案書等の構成

企画提案書等は、次に掲げる書類で構成すること。

項 目	提出物	提出部数
企画提案書表紙	【様式6】を提出すること。	正本1部 副本9部
企画提案書	様式任意】企画提案書 ※用紙はA3版 横置き横書き ※文字は原則11ポイント以上とする。	正本1部 副本9部
見積書	【様式任意】費用見積書	正本1部 副本9部

ウ 提案書等作成及び留意事項

提案書は、「ボートレース徳山施設運用基本構想策定業務の提案仕様書」に定める業務を達成すべく、以下の事項に留意し提案書を作成すること。

(ア) 全般

- ・企画提案書は、5 (4) のとおりとし、インデックスラベルを付し、簡易製本 (A3サイズ 横 左綴じ) すること。

- ・使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもので、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(イ) 企画提案書【様式自由】

- ・別添の仕様書に基づいて、具体的に記載すること。
- ・用紙はA 3 版とし、横置き横書き（左綴じ）とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦としたりすることは差し支えない。
- ・頁数は指定しないが、頁番号は各頁の下部中央に、目次を除いた部分を通し番号とすること。
- ・文字は、原則 11 ポイント以上とし、見やすさ分かりやすさに留意すること
- ・企画提案書に記載する内容は、すべて本業務における実施事項として、参加表明者が提示するものであること。なお、発注者側に協力を依頼したい事項を記載する場合には、【依頼】と明示し、混同する可能性を排除すること。

(ウ) 見積書

- ・見積書は、代表者印を押印し、封筒に入れて封緘して提出すること。
- ・消費税及び地方消費税を含むこと。
- ・様式は任意とするが、仕様書に記載されている全ての項目の価格が明確に分かるように見積書を作成すること。なお、仕様書にない項目の経費を計上することを妨げるものではなく、参加表明者が企画を実施するにあたり必要となる経費は全て見積書に記載すること。

6 提案書等の提案条件及び留意事項

(1) 提案条件について

ア 参加者の同意

参加表明者は、本プロポーザルにかかる「3. 提案募集関係書類」に記載されている一切の記載内容に同意したものとみなす。

イ 異議申し立て

参加表明者は、実施要領等の内容や決定事項について、不明確・錯誤等による異議の申し立てを行うことはできない。

ウ 提出条件

企画提案書等について、提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合は、本プロポーザルに参加できない。ただし、公共交通機関のダイヤの乱れにより、提出期限を過ぎたものは、遅延が参加者に起因するものではなく、かつ、公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合のみ受け付けることとする。

エ 書類の差し替え

提出期限以降の企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 企画提案書等の無効

企画提案書等が次のいずれかに該当する場合は、無効となることがある。

- ・企画提案書等が本実施要領に定められた内容及び様式に適合しないもの。
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

- ・虚偽の内容が記載されているもの。

カ 仕様書への反映

企画提案書等に記載された項目については、原則として契約時の仕様に反映すること。

キ その他

- ・企画提案書等に記載された内容は、受託後に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。
- ・提出された企画提案書等の内容について、発注者から問い合わせを行う場合がある。問い合わせを受けた場合には、速やかに対応すること。

7 プレゼンテーション・ヒアリングの実施

企画提案書等の内容を確認するため、次のとおり、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 日時：令和7年5月7日(水)【予定】

(2) 場所：周南市ボートレース事業局

(3) 実施方法

ア プレゼンテーションは、説明時間を20分間、質疑応答のヒアリングを10分とする。

イ 詳細な日時・場所は、後日、参加表明者に別途通知する。

ウ 質疑応答に関しては、10分以内で終了する場合がある。

(4) 留意事項

ア プレゼンテーションについて

- ・プレゼンテーションは、既に提出された企画提案書等に記載された内容に基づき行うものとする。
- ・既に提出された企画提案書等の差替えや追加は認めない。誤字脱字等がある場合には、プレゼンテーション時に説明すること。
- ・出席者の総数は3名以内とする。
- ・本業務受託決定後の現場責任者が説明を行うこと。ただし、質疑応答に関してはその限りではない。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングにおいて、出席者が発言した内容は、原則として契約に反映する。
- ・指定時間に遅れた場合又はプレゼンテーションを行わなかった場合は、評価対象としない。
- ・出席者は、他のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

8 受託候補者の選定

(1) 評価方法

本プロポーザルにおける受託候補者の評価にあたっては、「周南市ボートレース事業局プロポーザル評価会設置要綱」に基づき、提出書類及び企画提案参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、

企画提案の内容、業務の遂行能力等を評価する。

(2) 評価基準及び配点

評価基準及び配点については、周南市ボートレース事業局プロポーザル評価会設置要綱において別に定めることとする。

(3) 評価会

非公開とする。

(4) 受託候補者の選定

- ・評価者 1 人当たりの持ち点 100 点とし、合計得点が最も高い提案を最優秀提案とする。
- ・評価者の採点の合計点には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、最優秀提案の決定は行わない。
- ・参加表明者が 1 者であった場合、評価者の評価により提案の内容が業務の目的を十分達成できるものであると認められ、かつ、合計得点が 6 割以上の点数を獲得した場合において、当該者を評価会による評価結果をもとに周南市ボートレース事業局が受託候補者を選定する。
- ・点数が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - ア 評価項目（施設全体の改修・整備の考え方）の点数が高いものを最優秀提案とする。
 - イ アにおいてもなお同点の場合は、評価項目（各ゾーンの考え方）の点数が高い者を最優秀提案とする。
 - ウ イにおいてもなお同点の場合は、見積書の金額が低いものを最優秀提案とする。
- ・受託候補者の選定結果は、全ての参加表明者へ書面にて通知する。
- ・審査内容にかかる質問や異議は一切受け付けないこととする。
- ・市ホームページにおいて、特定された受託候補者名、評価点及び選定理由を公表する。
- ・受託候補者として通知をもって本業務の契約を約するものではない。

9 契約

(1) 提案内容の再確認及び協議

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の仕様内容となるが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正変更する場合がある。また、企画提案書等に虚偽の記載等が判明した場合には、次点の参加表明者と協議を開始する。

提案内容に誤りがないことを確認後、契約に向けた協議を行う。ただし、提案内容が契約に反映されない場合、又は個別協議が整わなかった場合には、次点者との協議を開始する。

協議が整った受託候補者を契約候補者とする。なお、受託候補者が契約締結日までの間に失格となった場合においても、次点者と契約に向けた協議を行うものとする。

(2) 契約予定額

契約予定額は、契約に向けた協議の中で、別途定める予定価格の範囲内で決定する。なお、本業務に係る支払いは、業務完了後、契約相手方からの適法な請求書を受理してから 30 日以内に契約代金を一括して支払うことを予定している。

(3) 契約条項等

別に定める契約書のほか、周南市契約事務規則の規定に準じることとする。

(4) 再委託の禁止

本業務の受注者は、委託業務遂行において一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、委託業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ発注者の承認を得たうえで、他社に委託することができるものとする。

(5) 守秘義務

本業務の受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。なお、委託業務終了後も同様とする。

(6) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

10 公正な企画提案の確保

(1) 私的独占の禁止等

参加表明者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 公正な企画提案の確保

参加表明者は、競争を制限する目的で他の参加表明者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

また、参加表明者は、受託候補者の選定前に、他の参加表明者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(3) 企画提案の執行の延期等

参加表明者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加表明者を企画提案に参加させず、又は企画提案の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 その他

- ・企画提案書等の作成やプレゼンテーション等、本プロポーザルに関する一切の経費はすべて参加表明者の負担とする。
- ・参加表明書の提出後又は企画提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面により届け出ること。
- ・企画提案書等の著作権は、参加表明者に帰属するものとする。ただし、提出された企画提案書等は、返却せず発注者の所有とし、組織内でコピーや配布を行う場合がある。

また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成 16 年周南市条例第 36 号）に基づき公開することがある。

- ・発注者から提示した本プロポーザルに関する資料を、本業務企画提案以外の目的で
使用すること、及び第三者へ開示や漏洩してはならない。
- ・評価会における評価等に対して、異議申し立てはできないこととし、選考方法や内
容についての問い合わせにも応じないこととする。
- ・本プロポーザルの日程等に変更があった場合は、速やかに参加表明者へ通知する。
- ・緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認め
るときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、本プロポーザ
ルに要した費用を発注者に請求することはできない。
- ・電子メール等の通信事故については、いかなる責任も負わない。
- ・参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として異議を
申し立てることは出来ないこととする。
- ・企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、周南市における指名停止処分を講じる場
合がある。

1 2 問い合わせ先

〒745-0802

山口県周南市大字栗屋 1033 番地

周南市ボートレース事業局 ボートレース管理課

TEL 0834-25-0540

FAX 0834-26-1265

電子メールアドレス boatrace-kanri@city.shunan.lg.jp